

令和 4 年 8 月 23 日

特定適格消費者団体の認定の有効期間の更新について

下記の特定適格消費者団体につきまして、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の規定に基づき、特定適格消費者団体として認定の有効期間の更新を認めましたので、お知らせします。

記

団体名 特定非営利活動法人消費者機構日本
(法人番号 9010005008351)

代表者 菅波 睦子、佐々木 幸孝

住 所 東京都千代田区六番町 15 番地

被害回復関係業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区六番町 15 番地

申請日 令和 4 年 6 月 17 日

目 的 この法人は、各種の消費者問題に関して、消費者・消費者団体、研究者・弁護士・司法書士など消費者問題専門家、ならびに関係諸機関との連携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の実態調査・研究・拡大防止・被害者支援、消費者への情報提供・啓発、事業者に対する情報提供・啓発と自主ルール策定への関与、市場の監視、消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する研究・提言、ならびに消費者団体訴訟制度の活用などを行い、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。
(定款第 3 条)

活動実績 不動産賃貸事業者に対する差止請求（賃料不払時等は無催告解除権を認める不当条項）等

特定認定の有効期間の更新をした日 令和 4 年 8 月 19 日
(更新後の特定認定の有効期間は、令和 7 年 8 月 22 日まで)

以上

本件に関する問合せ先 消費者庁消費者制度課 TEL : 03(3507)8800 (代表)
